

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（TOICA 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加に伴う改正）

現行		改正	
別表第 5（第 44 条）TOICA 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第 5（第 44 条）TOICA 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社（中略）、京福電気鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社（中略）、熊本電気鉄道株式会社	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社（中略）、京福電気鉄道株式会社、 <u>能勢電鉄株式会社</u> 、山陽電気鉄道株式会社（中略）、熊本電気鉄道株式会社
バス事業者	（略）	バス事業者	（略）

附則

この通達は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。